

第43回 佐賀県男女共同参画推進審議会資料

令和5年度 男女参画・女性の活躍 推進課関係事業について

佐賀県健康福祉部 男女参画・こども局
男女参画・女性の活躍推進課

第5次佐賀県男女共同参画基本計画

(基本方向1)
男女共同参画推進の基盤づくり

- 【重点目標】
- (1) 男女共同参画について**男女双方の**意識の形成
 - (2) 幼少期からの男女共同参画について**男女双方の**意識の形成

目指す社会

社会的視点

(基本方向2)
安全・安心に暮らすことができる社会づくり

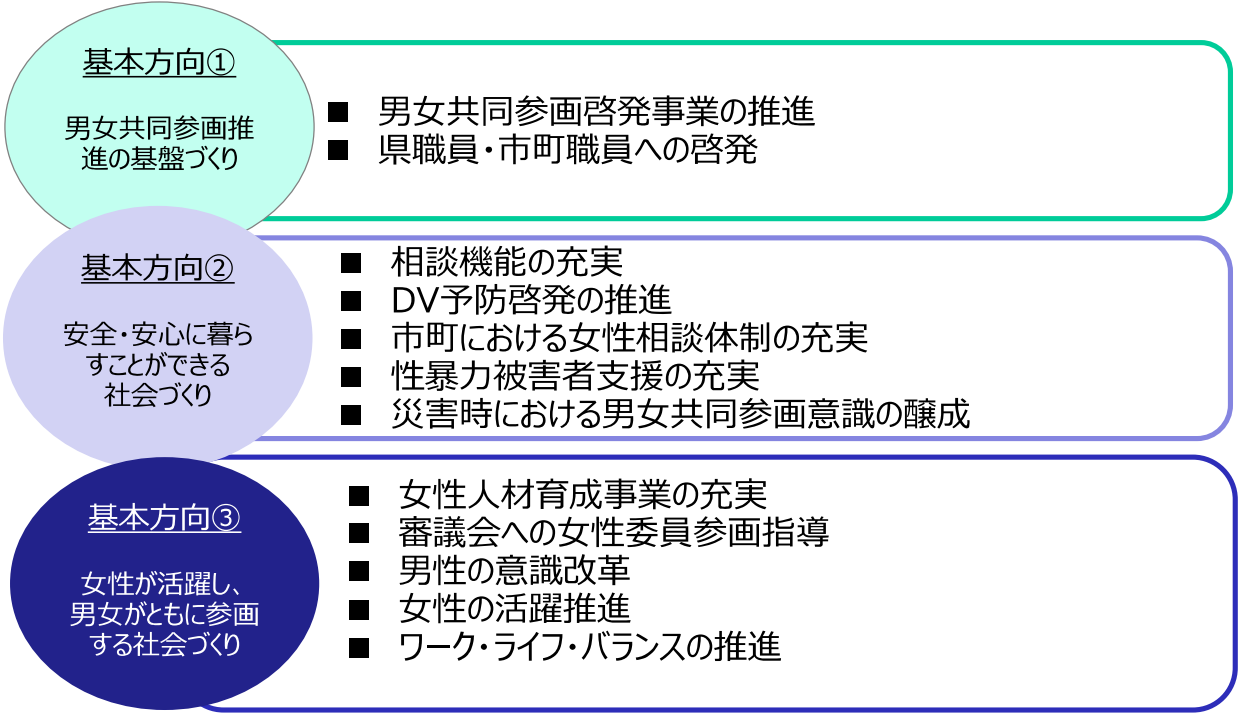
- 【重点目標】
- (3) 男女間のあらゆる暴力の根絶
 - (4) 生涯を通じた男女の健康支援
 - (5) 生活に困難を抱えた**あらゆる人が**安心して暮らせる支援と**多様性を尊重する**環境の整備
 - (6) **防災・復興における男女共同参画の推進**

経済的視点

(基本方向3)
女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

- 【重点目標】
- (7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革
 - (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
 - (9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

R5 男女参画・女性の活躍推進課 施策概要



基本方向① | 男女共同参画推進の基盤づくり

※ ○アバンセ実施 ●県実施

男女共同参画啓発事業の推進

- 男女共同参画フォーラム
- ハラスメント防止啓発講演会
- 男女共同参画お届け講座
- 学生への意識啓発事業
- 男女共同参画関連イベント情報提供事業

県職員、市町職員への啓発

- 市町男女共同参画担当職員基礎研修
- 市町男女共同参画担当職員実践研修
- 市町職員研修
- 市町審議会女性委員比率向上に向けた取組
- 男女共同参画の日（毎月第3水曜日）の庁内放送、掲示板掲載による啓発

基本方向② | 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

※ ○アバンセ実施 ●県実施

県立男女共同参画センター（アバンセ）の総合相談機能の充実

- 女性総合相談の充実 / 女性のための総合相談（年間）
女性のための法律相談（月2回）
女性のためのこころの相談（月2回）
- 女性のための市町出張相談（随時派遣）
- 男性総合相談（電話：週1回 面談：月1回）
- LGBTsに関する相談（毎月2回） ○図書資料等整備事業 ○広報事業

DV予防啓発の推進

- DV予防教育 小学生・中学生・特別支援学校生等向け 30回
高校生・大学生・専門学校生向け 15回
- DV被害者支援民間団体等の支援 ○女性に対する暴力防止講演会
- 市町DV出張研修 ○DV防止啓発展示
- パープル・ライトアップの実施（県庁・アバンセにて）

基本方向② | 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

※ ○アバンセ実施 ●県実施

市町における女性相談体制の充実

○相談員向け研修の開催

※女性総合相談窓口設置市町数 20 (令和5年4月1日現在)

●国等の研修や支援情報の提供

DV総合対策センター中心に
「県DV総合対策会議」を設置

性暴力被害者支援の充実

○性暴力被害者支援事業の実施

○性暴力被害者支援員研修 ○広報啓発

「さがmirai」を設置
(佐賀医療センター好生館)

災害時における男女共同参画意識の醸成

○災害時避難所マニュアル情報提供事業

・男女共同参画の視点を取り入れた防災リーダー養成講座、交流会

基本方向③ | 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

※ ○アバンセ実施 ●県実施

女性人材育成事業の充実

○地域で活躍する女性のためのセミナー

○政治参画セミナー

○県民グループ企画支援事業

庁内関係各課への女性委員参画指導

●各種審議会等における女性委員の割合40%以上を維持

女性の活躍推進

●女性の活躍推進佐賀県会議と連携し、加入・自主宣言登録の勧奨

●経営者向け講演会、若手女性のためのキャリアデザインセミナー、
上司向け女性部下育成セミナー、女性管理職のためのマネジメント力向上セミナー、
働く女性のこころとからだケアセミナー

●Jump Up Women SAGA (ワーキンググループ)

●輝く女性のための交流会

●女性活躍推進環境整備補助事業

基本方向③ | 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

※ ○アバンセ実施 ●県実施

男性の意識改革

- 男性のための介護支援講座
- 男女共同参画お届け講座【再掲】
- 学生への意識啓発【再掲】
- マイナス1歳からのイクカジ推進事業
- 経営者向け講演会【再掲】
- 上司向け女性部下育成セミナー【再掲】
- 働く女性のこころとからだケアセミナー【再掲】

ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女共同参画お届け講座【再掲】
- 経営者向け講演会【再掲】

R5 マイナス1歳からのイクカジ推進事業

男性の育休取得と家事育児参画促進

(1) 对企业・経営者向けセミナー

- ・男性の育休取得や家事参画の先進的な取組を行っている企業経営者等を講師として招聘。企業経営者及び管理職に対し、企業風土の变革を働きかける。

(2) 对当事者向けワークショップ

- ・当事者向けの育休取得や家事参画の促進に関するワークショップを実施する。「とるだけ育休」にならないよう啓発冊子等を活用し、妊婦体験や育休取得シミュレーション等を組み合わせたワークショップを開催する。

(3) 親子参加型子育て応援イベント

- ・親子で参加出来る子育てイベントを開催し、男性の育休取得や家事参画促進を啓発する。親子世帯の育休取得や家事参画の機運を醸成する。男性の家事育児参画促進の取組を実施している団体の活動紹介等を通じ、父親の家事育児の情報交換や啓発を行う。

(4) 県ホームページ等による情報発信

- ・令和3年度に九州地域戦略会議で制作した「共家事（ともかじ）」をテーマとした動画、令和4年度に県が制作した「パパのための育休ガイドブック SAGA PAPA POCKETBOOK 02」等を活用し、男性の育休取得促進、家事参画促進を図り、広報や資材制作を行う。



CHECK!!



R5 女性に寄り添う「支援の輪」づくり事業

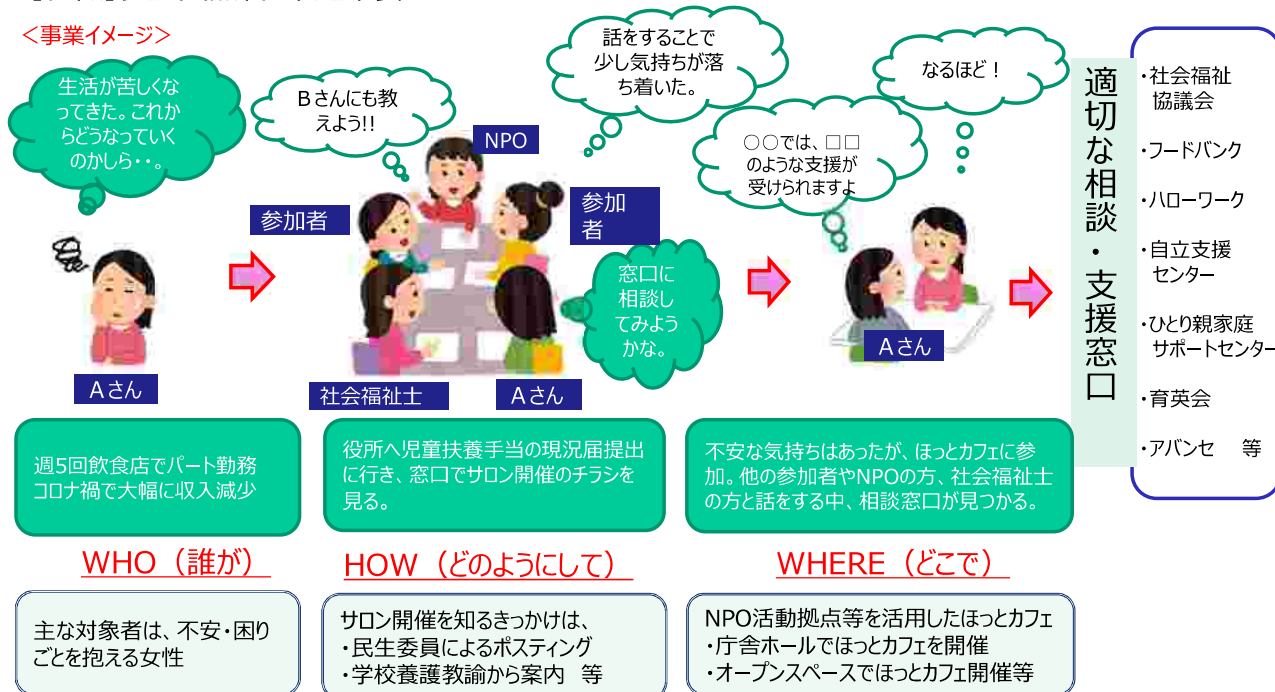
女性のためのほっとカフェ（県内6箇所、R5.5～R6.2）

【対象】生活上の様々な困難を抱える女性

【内容】NPO等による居場所づくり、社会福祉士等による個別相談、生理用品・日用品の提供

【特徴】参加費無料・申込不要

<事業イメージ>



女性の活躍推進佐賀県会議

R5 事業概要

事業	概要
経営者向け講演会	女性活躍及びワーク・ライフ・バランス先進企業の経営者等による意識啓発講演会の開催。
若手女性社員のためのキャリアデザインセミナー	若手女性（入社3年～5年程度）を対象に、キャリアデザインの必要性を知ること、スキルの向上や意識改革につなげるきっかけとなるセミナー。
上司向け女性部下育成セミナー	女性リーダーを養成したい企業を応援するため、女性部下を持つ上司を対象として、女性リーダー特有の課題や部下がリーダーとなった後のサポート方法等、職場での女性活躍の推進に向けた取組について学べるセミナー。
女性管理職のためのマネジメント力向上セミナー	女性管理職を対象として、管理職に必要とされるスキルを学ぶセミナー。
働く女性のこころからだケアセミナー	管理職や人事担当者を対象に、妊娠・出産・更年期障害等ライフステージにより変化する女性の心と体について学んでもらうことで、女性がいきいきと働き続けることができる職場づくりを考えるセミナー。
会員企業の啓発広告掲載	女性の活躍推進佐賀県会議会員企業のうち、特に女性の活躍推進に取り組んでいる県内各事業所を取材し、新聞やホームページに掲載。
輝く女性のための交流会	世代や立場の枠組みを超えた新たなネットワークの形成を図り、女性活躍推進の気運を更に高めることを目的として、県内企業で活躍する女性を対象とした交流会を行う。
女性の活躍推進九州連絡協議会	九州各県の女性活躍推進会議の意見交換会への参加。
HPによる情報提供	女性の職業生活における活躍の推進に資する情報の収集、整理及び提供を行う。
企画委員会	企画委員会の実施（年1回）
ワーキンググループ	ワーキンググループの運営・活動（毎月）
会員登録、自主宣言	女性の活躍推進佐賀県会議両代表と連携し、経済団体総会や個別企業訪問を実施。

佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画 (第5次計画) 策定について

佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画の策定状況

	国	県
平成13年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行（平成13年法律第31号）	
平成14年		佐賀県婦人相談所及び佐賀県立女性センター（平成21年4月から「佐賀県立男女共同参画センター」に名称変更）を配偶者暴力相談支援センターに指定（4月）
平成16年	同法の一部改正（12月施行）	「佐賀県DV総合対策センター」、「佐賀県DV総合対策会議」を設置（4月）
平成18年		「佐賀県DV被害者支援基本計画」（第1次計画）策定（平成18年度～平成20年度）
平成20年	同法の一部改正（1月施行）	
平成21年		「佐賀県DV被害者支援基本計画」（改訂版）策定（平成21年度～平成25年度）
平成26年	同法の一部改正（1月施行）	「佐賀県DV被害者支援基本計画」（第3次計画）策定（平成26年度～平成30年度）
平成31年（令和元年）		「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」（第4次計画）策定（令和元年度～令和5年度）
令和2年	同法の一部改正（4月施行）	
令和5年		第5次計画策定作業（令和6年3月策定予定）
令和6年	同法の一部改正（4月施行）	

基本計画策定の根拠規定

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（平成13年法律第31号）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

基本計画の基本的な視点

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（基本方針）（平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示）において、次のとおり規定。

- ①被害者の立場に立った切れ目のない支援
- ②関係機関等の連携
- ③安全の確保への配慮
- ④地域の状況の考慮

県内のDV被害の現状

(佐賀県DV総合対策会議資料等から引用)

- ✓ 県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、H30年度では1,704件であったが、R4年度では723件と減少傾向。
- ✓ R4年度の相談件数のうち、被害者の年齢別では、40歳代(33.1%)が最も多く、次いで50歳代(25.3%)、30歳代(19.4%)となっている。また、被害者と加害者の関係では、婚姻届出あり(91.4%)がほとんどで、次いで離婚済(5.9%)となっている。
- ✓ 県婦人相談所が「夫等の暴力」や「交際相手の暴力」を主訴として一時保護をした件数は、H30年度では20件であったが、R4年度では10件と半減。
- ✓ 県警察本部のDV事案の取扱状況は、H30年度では認知件数321件（うち検挙件数47件）であったが、R4年度では377件（うち検挙件数45件）と過去最多。

第4次計画の主な成果と課題等

《成果》

- ✓ DV予防教育の充実、小学校低学年や専門学校への対象拡大（令和4年度実績：高校・大学・専門学校（9回）、中学校（12回）、小学校（20回））
- ✓ 特別支援学校の生徒向けDV予防教育プログラムの作成（特別支援学校児童・生徒に対するDV予防教育の推進関係）
- ✓ 加害者プログラムのモデル事業実施県（広島県、長崎県及び熊本県）の調査実施（DV加害者更生プログラムの調査関係）
- ✓ 若年層を対象とした国のSNS相談の啓発資材を予防教育の場等で配布（SNS等新たな相談手法の開発関係）
- ✓ 「女性のためのこころの相談」スクリーニングチェックリストの作成（DV被害者の心への修復的アプローチ関係）
- ✓ 面会交流前後で不安定になりやすいDV被害者への心理的支援の方法等について県公認心理師協会と協議・検討（面会交流支援の仕組みづくり関係）
- ✓ 女性相談窓口を全市町に設置（R5年4月）

第4次計画の主な成果と課題等

《課題》

- ✓ DVの被害者にも加害者にもなり得る若年層に対し、DVを自分事として考える機会の提供が必要。
- ✓ DVの潜在的被害者と接する機会が多い方々がDVの兆候に気づき、適切に相談支援につないでもらうことが必要。
- ✓ 令和元年佐賀豪雨、令和3年豪雨災害など甚大な災害が頻発。災害時の相談支援に係る関係機関の連携や被災者への周知が必要。

《状況変化等》

- ✓ 全国共通ワンストップ支援センター相談窓口やSNS相談窓口等、全国的な取組が進展
- ✓ 加害者プログラムに関する国での検討が進展

これまでの施策に引き続き取り組みながら、相談支援や予防教育等の更なる推進へ

佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第5次計画）（案）のポイント

目指す姿

DV等のない、安全で安心して暮らすことのできる社会

《新たな取組》

- ✓ 若年層に対する予防教育の更なる推進
 - 大学生等の自発的取組を促す予防教育の検討
 - 専門学校（看護、理美容等）の学生への予防教育の推進
 - 特別支援学校の生徒への予防教育の推進
- ✓ 災害時の関係機関が連携した相談支援や被災者への周知
 - 災害時においても、関係機関が連携した切れ目ない相談支援を行うとともに、窓口等の周知を実施。

佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）【概要】

目標	重点施策	具体的な取組
1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現	(1) 啓発の推進 (2) DV予防教育等の推進・充実 (3) 加害者からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や講演会等による啓発 ・ 小・中学校、高校、大学におけるDV予防教育の推進 ・ 特別支援学校児童・生徒に対するDV予防教育の推進 ・ 加害者更生プログラム等の研究・実施についての検討
2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立	(1) DV被害の発見・通報体制の整備・充実 (2) 相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者、学校、保育所等による発見及び通報の協力 ・ 市町、保健福祉事務所、警察における相談体制の整備 ・ SNS等新たな相談手法の研究及び実施に向けた取組 ・ 外国語による相談体制の整備・充実 等 ・ DV被害者の心への修復的アプローチ
3 安全な保護体制の確立	(1) 保護・支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護時の被害者への支援体制の整備・充実 ・ 外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備 ・ 一時保護所における児童・生徒の学習指導の充実
4 被害者の自立に向けた支援体制の確立	(1) 自立支援体制の整備・充実 (2) 子どもへの支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない中長期にわたる支援体制の整備 ・ 他施策との連携・協働における支援体制の整備 ・ 面会交流支援に向けての支援体制の整備 ・ 子どもの体と心への支援の充実 等
5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立	(1) 総合調整機能の強化 (2) 市町におけるDV対策の整備促進 (3) 関係機関、団体等との連携強化 (4) 二次被害を起こさない支援体制の強化 (5) 加害者対応・秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携・コーディネート機能の強化 ・ 市町の配偶者暴力相談窓口設置促進 ・ 関係機関等における被害者支援の理解と協力の促進 ・ 統一した対応体制の整備 ・ 住民基本台帳情報取扱部署における情報管理の徹底 等

佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第5次計画）（案）【概要】

目標	重点施策	具体的な取組
1 啓発・教育による暴力を許さない社会の実現	(1) 啓発の推進 (2) DV予防教育等の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や講演会等による啓発 ・ 小・中学校、高校、大学におけるDV予防教育等の推進 ・ 大学生等の自発的取組を促す予防教育の検討 ・ 専門学校（看護、理美容等）の学生への予防教育の推進 ・ 特別支援学校の生徒への予防教育の推進
2 迅速な通報・相談しやすい体制の確立	(1) DV被害の発見・通報体制の整備・充実 (2) 相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者、学校、保育所等による発見及び通報の協力 ・ 配偶者暴力相談支援センターや関係機関における相談体制の整備・充実 ・ 性暴力被害者のための相談体制の整備・充実 ・ 心理的支援の充実 ・ 災害時の関係機関が連携した相談支援や被災者への周知
3 安全な保護体制の確立	(1) 保護・支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護時の被害者への支援体制の整備・充実 ・ 一時保護所における児童・生徒の学習指導の充実 ・ 外国人や高齢者、障害者等への支援体制の整備
4 被害者の自立に向けた支援体制の確立	(1) 自立支援体制の整備・充実 (2) 子どもへの支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない中長期にわたる支援体制の整備 ・ 他施策との連携・協働における支援体制の整備 ・ 子どもの体と心への支援の充実 等
5 被害者の安全・安心に配慮した支援体制の確立	(1) 関係機関、団体等との連携強化 (2) 市町におけるDV対策の整備促進 (3) 加害者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化 ・ 関係機関等における被害者支援の連携協力の促進 ・ 関係機関に対する研修等の推進 ・ 市町の被害者支援マニュアル等の整備・充実 ・ 住民基本台帳情報取扱部署における情報管理の徹底 等 ・ 加害者プログラムについての情報収集

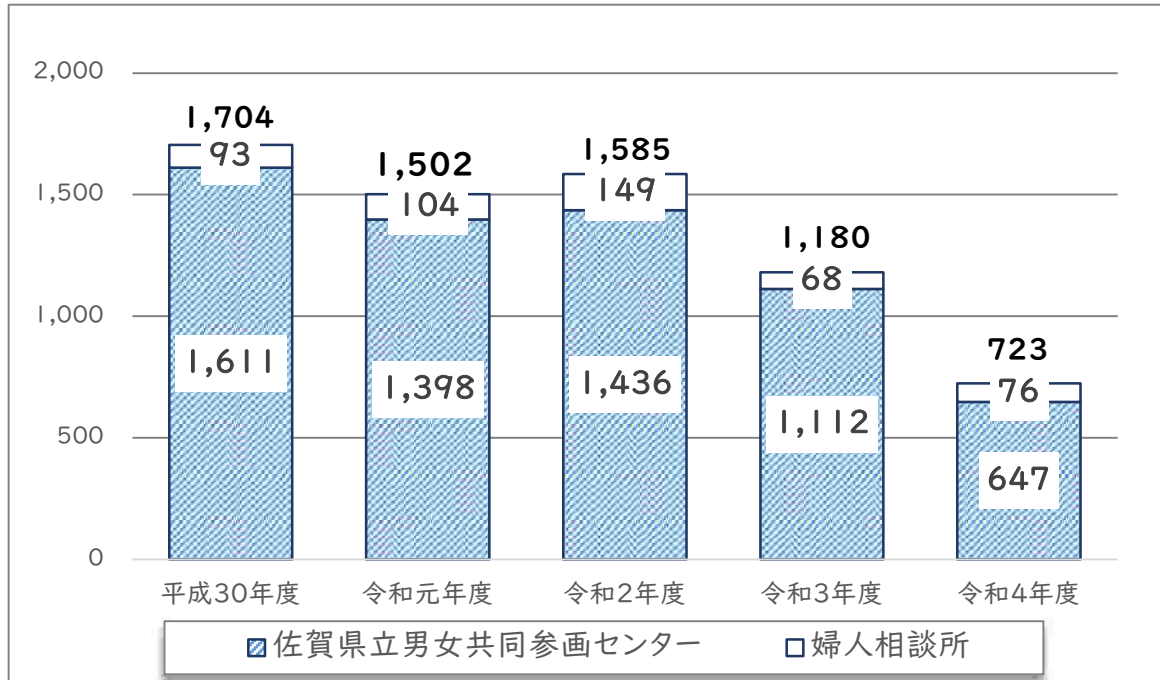
第5次計画策定のスケジュール（案）

	会議等	概要
令和5年5月26日	第1回佐賀県DV総合対策会議	専門部会の設置、構成機関の選任 R4年度の状況、R5年度（計画最終年度）の取組報告
6月9日	第1回佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画策定専門部会	第5次計画の策定について協議
7月～8月	第5次計画（素案）協議準備	※必要に応じ専門部会委員への情報提供、意見聴取
8月31日	佐賀県男女共同参画推進審議会	第5次計画策定状況の説明
（予定）10月3日	第2回専門部会	第5次計画（素案）提出・協議
11月1日	第2回佐賀県DV総合対策会議	第5次計画（素案）提出・協議
11月下旬～ 12月下旬	パブリックコメント	※11月県議会において第5次計画（概要）報告後に実施
令和6年1月下旬	佐賀県男女共同参画推進審議会	第5次計画（案）協議
（予定）1月31日	第3回佐賀県DV総合対策会議	第5次計画（最終案）協議
3月		第5次計画策定、公表

(1) 佐賀県配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

県配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数（デート DV を除く。内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」）は、下記グラフ①のとおりで、令和 4 年度は 723 件となっています。

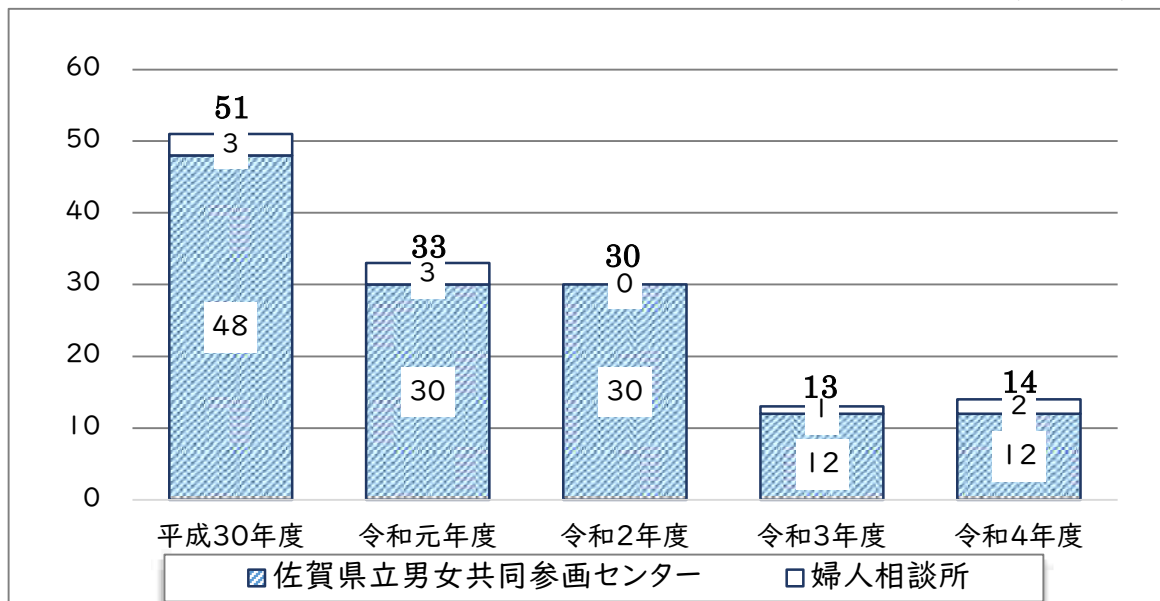
① 佐賀県配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数の推移（単位:件）



資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

また、デート DV 相談件数の推移については、下記グラフ②のとおり、令和 4 年度は、14 件となっています。

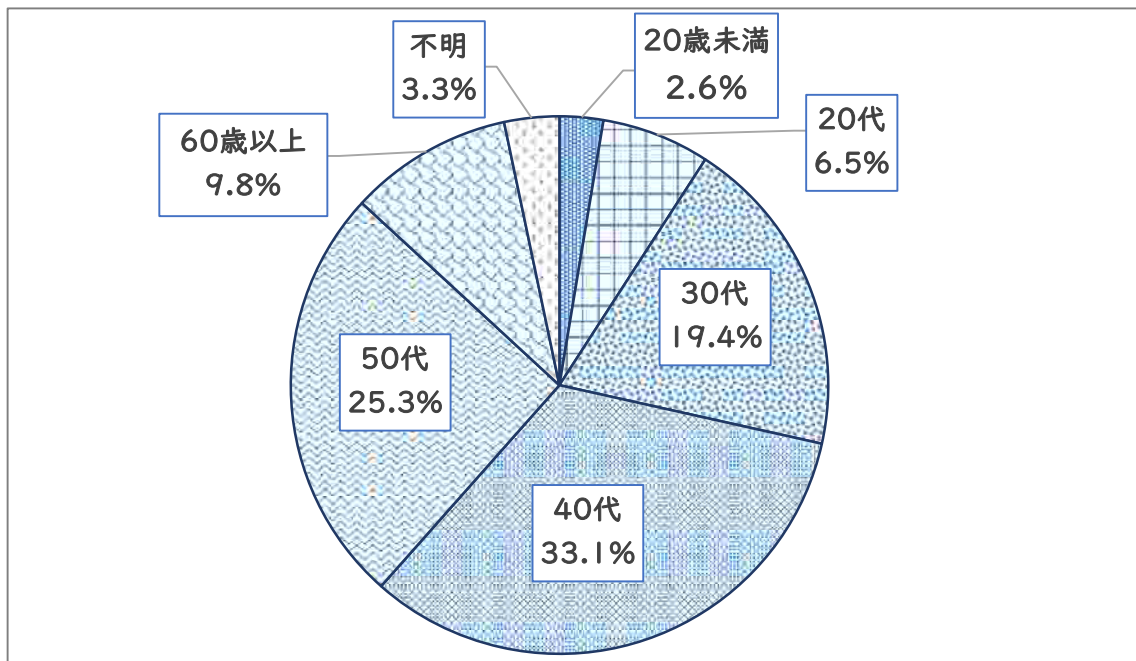
② 佐賀県配偶者暴力相談支援センターにおけるデート DV 相談件数の推移（単位:件）



資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

グラフ①「佐賀県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移」について、被害者の年齢別では、下記グラフ③のとおり、「40代」が33.1%と最も多く、次いで「50代」が25.3%、「30代」19.4%となっています。

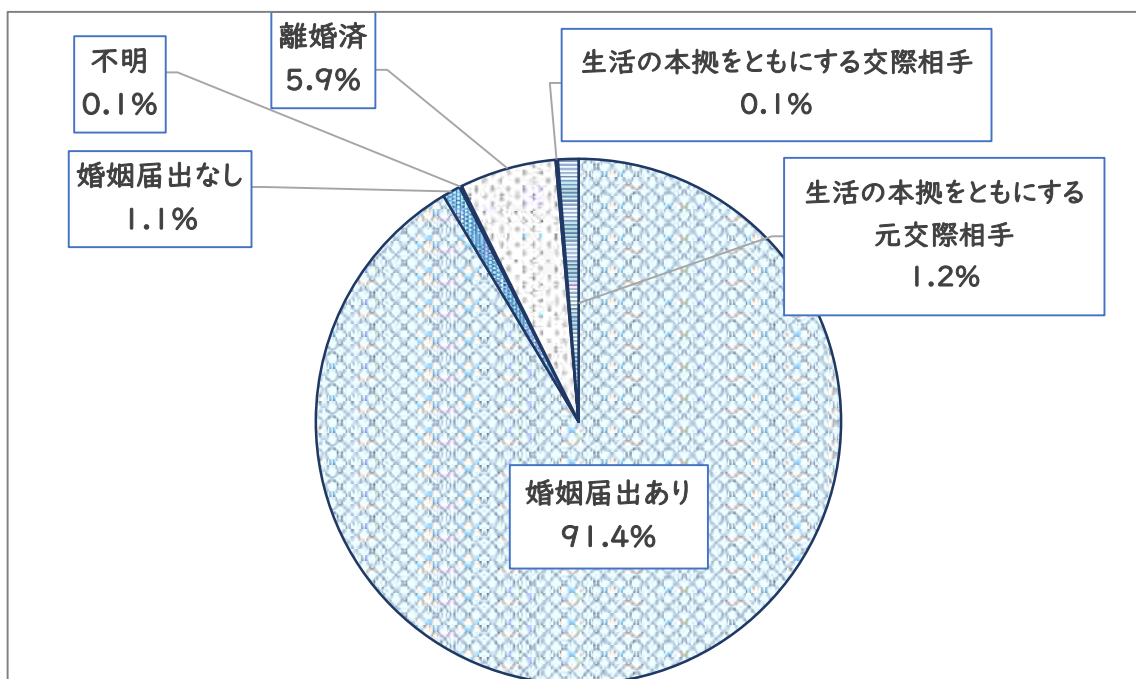
③令和4年度 被害者の年齢（佐賀県）



資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

また、加害者との関係を見ると下記グラフ④のとおり、「婚姻届出あり」が91.4%、「離婚済」が5.9%、「生活の本拠をともにする元交際相手」が1.2%となっています。

④令和4年度 被害者と加害者の関係（佐賀県）



資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

(2)佐賀県婦人相談所における一時保護の状況

一時保護入所者処理件数の状況をみると、下記表①のとおり、令和4年度は、20件と
なっています。

①一時保護入所者処理件数の推移(平成30年度～令和4年度)

(単位:件)

	受付件数	処理済人員	処 理 事 項											未処理	
			婦人保護施設入所	自立	帰宅	帰郷	病院	他の婦人相談所	民間団体	母子生活支援施設	他の社会福祉施設	入国管理局	その他		計
H30	31	31	5	0	9	7	1	0	0	5	3	0	1	31	0
R元	30	28	2	1	12	4	1	0	0	3	0	0	5	28	2
R2	26	23	1	3	6	4	0	0	0	6	3	0	0	23	3
R3	19	18	3	1	5	2	2	0	0	2	1	0	2	18	1
R4	20	20	3	1	7	5	0	0	0	1	0	0	3	20	0

*「未処理」は、年度内に処理が完了せず、引き続き一時保護している件数

資料：佐賀県婦人相談所

また、年齢別一時保護人数の年代別状況をみると、下記表②のとおり、令和4年度は
20～29歳が最も多くなっています。

②年齢別一時保護人数(平成30年度～令和4年度)

(単位:件)

	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
H30	0	4	1	6	12	4	4	0	31
R元	0	3	4	12	7	1	3	0	30
R2	0	0	6	8	3	3	6	0	26
R3	0	0	5	3	3	3	5	0	19
R4	0	0	9	4	2	0	5	0	20

資料：佐賀県婦人相談所

一時保護入所理由をみると、下記表③のとおり、平成 30 年度から令和 4 年度までのすべての年度で「夫等の暴力」が最も多くなっています。

③一時保護入所理由（平成30年度～令和4年度）

（単位：件）

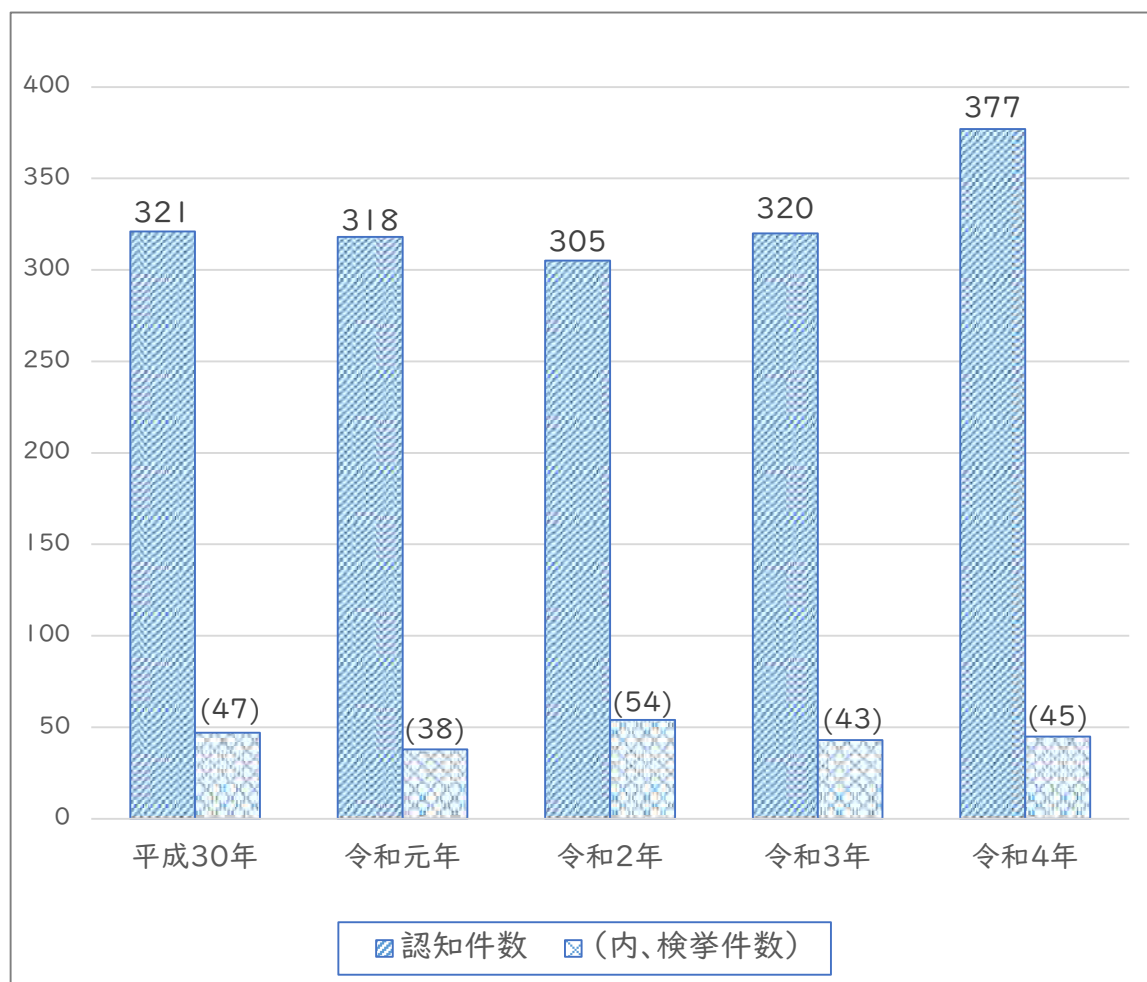
主 訴		H30	R 元	R2	R3	R4	
人 間 関 係	夫 等	夫等の暴力	18	10	16	11	10
		酒乱・薬物中毒	0	0	0	0	0
		離婚問題	0	0	0	0	0
		その他	0	1	0	0	0
	子 ど も	子どもの暴力	0	0	0	0	1
		養育困難	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	親 族	親の暴力	2	5	0	0	5
		その他の親族の暴力	2	2	1	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	交 際 相 手	交際相手の暴力	2	0	0	0	0
		同性の交際相手の暴力	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	ストーカー	0	0	0	0	0	
	家庭不和	3	6	2	1	0	
	その他の者の暴力	0	2	1	0	2	
男女問題	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
住居問題		0	0	0	0	0	
帰住先なし		4	4	6	5	1	
経 済 問 題	生活困窮	0	0	0	1	0	
	借金サラ金	0	0	0	0	0	
	求職	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	
医 療 関 係	病気	0	0	0	0	0	
	精神的問題	0	0	0	0	0	
	妊娠・出産	0	0	0	1	0	
	その他	0	0	0	0	0	
年少者の性的課題		0	0	0	0	0	
売春強要		0	0	0	0	0	
暴力団関係者等による支配・依存		0	0	0	0	1	
5 条違反		0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	
計		31	30	26	19	20	

資料：佐賀県婦人相談所

(3) DV事案の取り扱い件数の推移

第4次基本計画期間中の佐賀県警察におけるDV認知件数及び検挙件数は、下記グラフ①のとおりで、令和4年の1年間ではDV認知件数が377件、そのうち検挙件数は45件となっています。

①DV事案の取扱状況

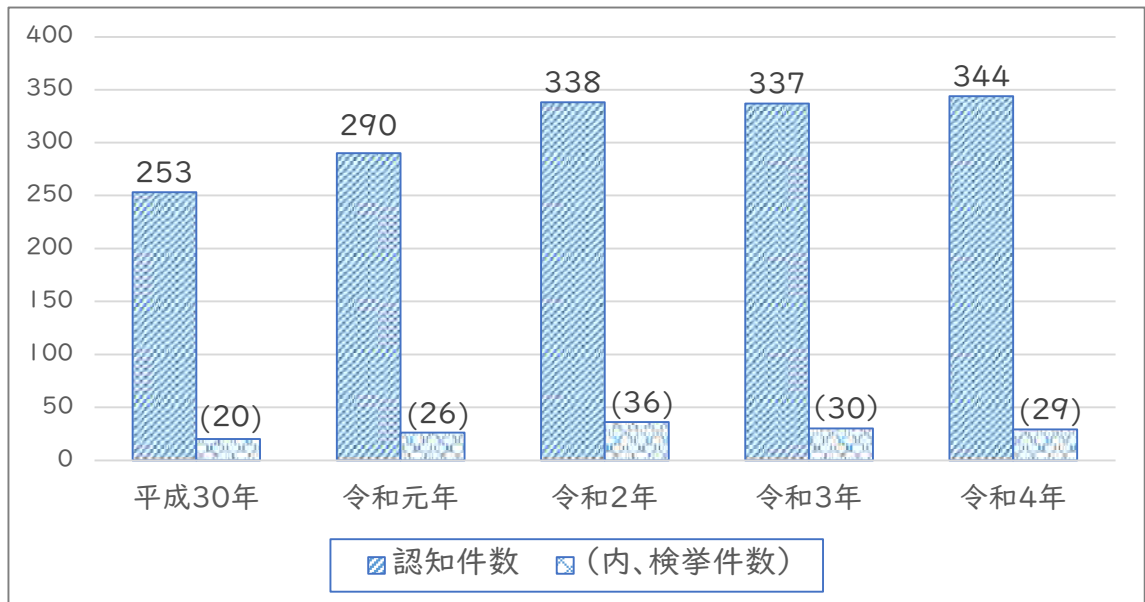


資料：佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

(4) ストーカー行為認知件数の推移

佐賀県警察におけるストーカー行為の認知件数及び検挙件数は、下記グラフ①のとおりで、令和4年の1年間ではストーカー行為認知件数は344件、そのうち、検挙件数は29件となっています。

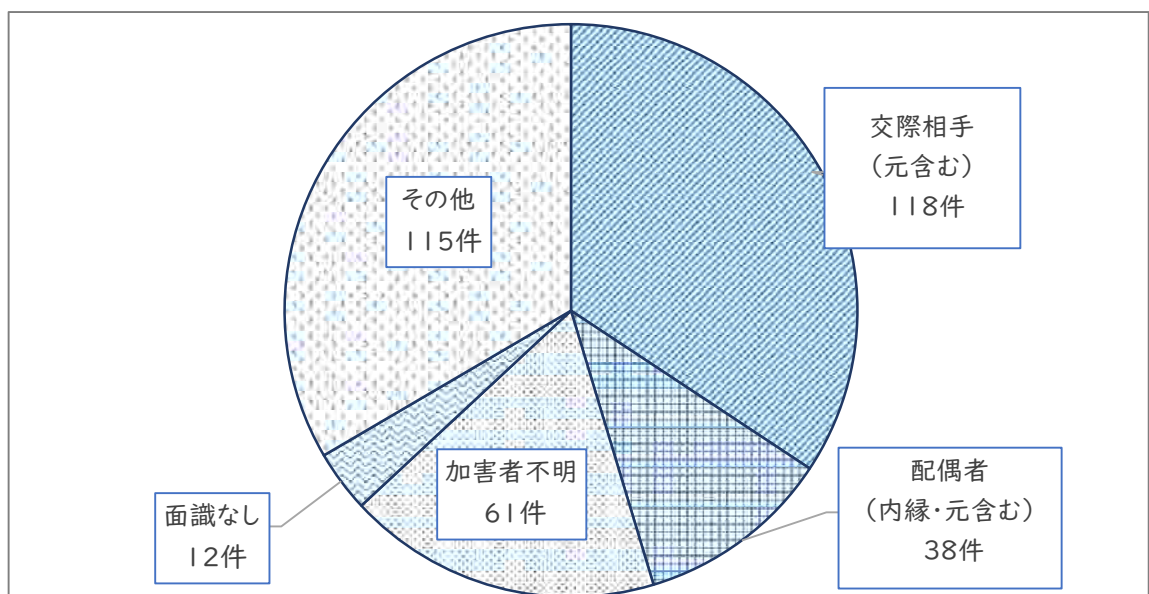
①ストーカー事案の取扱状況（佐賀県）



資料：佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

また、令和4年1年間のストーカー事案に関する当事者関係性をみると、下記グラフ②のとおり、交際相手(元交際相手を含む)が一番多く118件となっています。

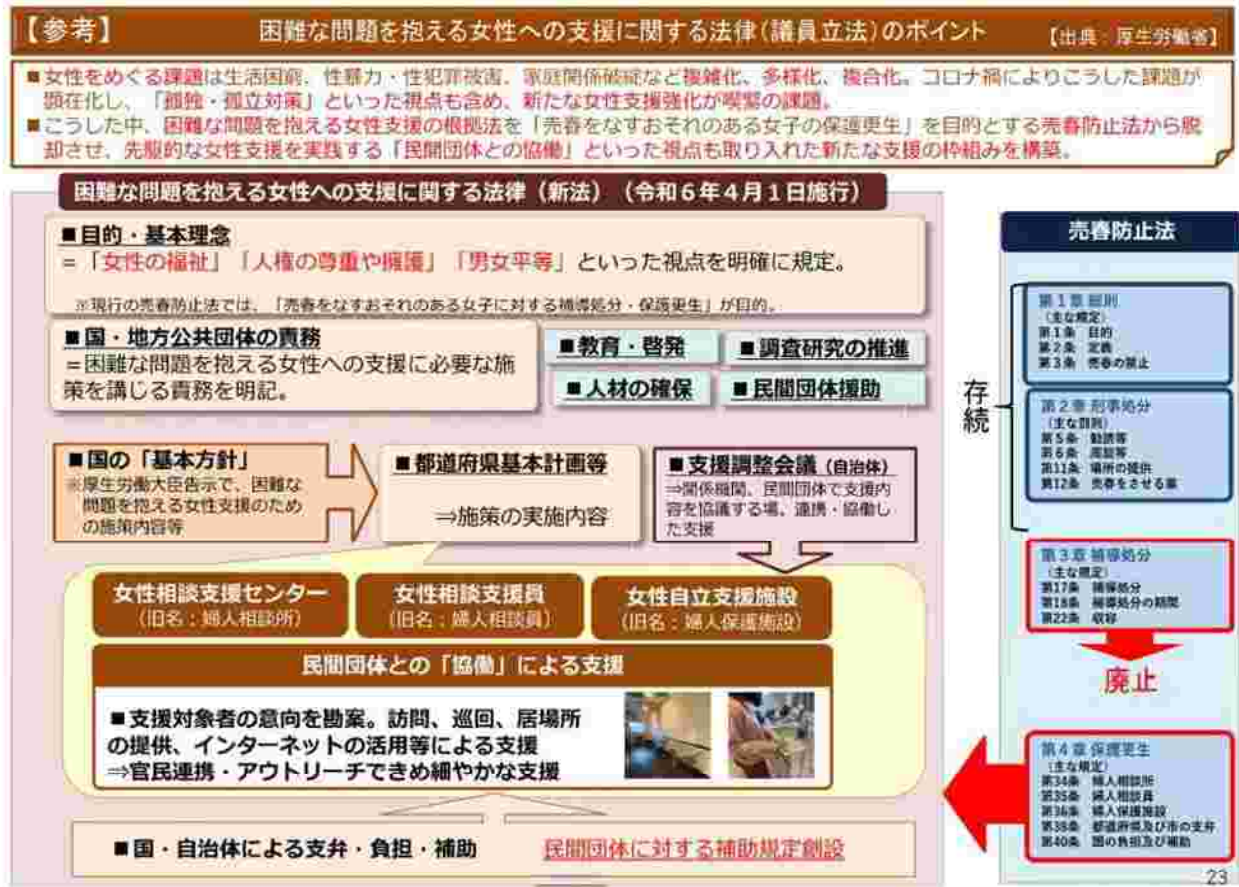
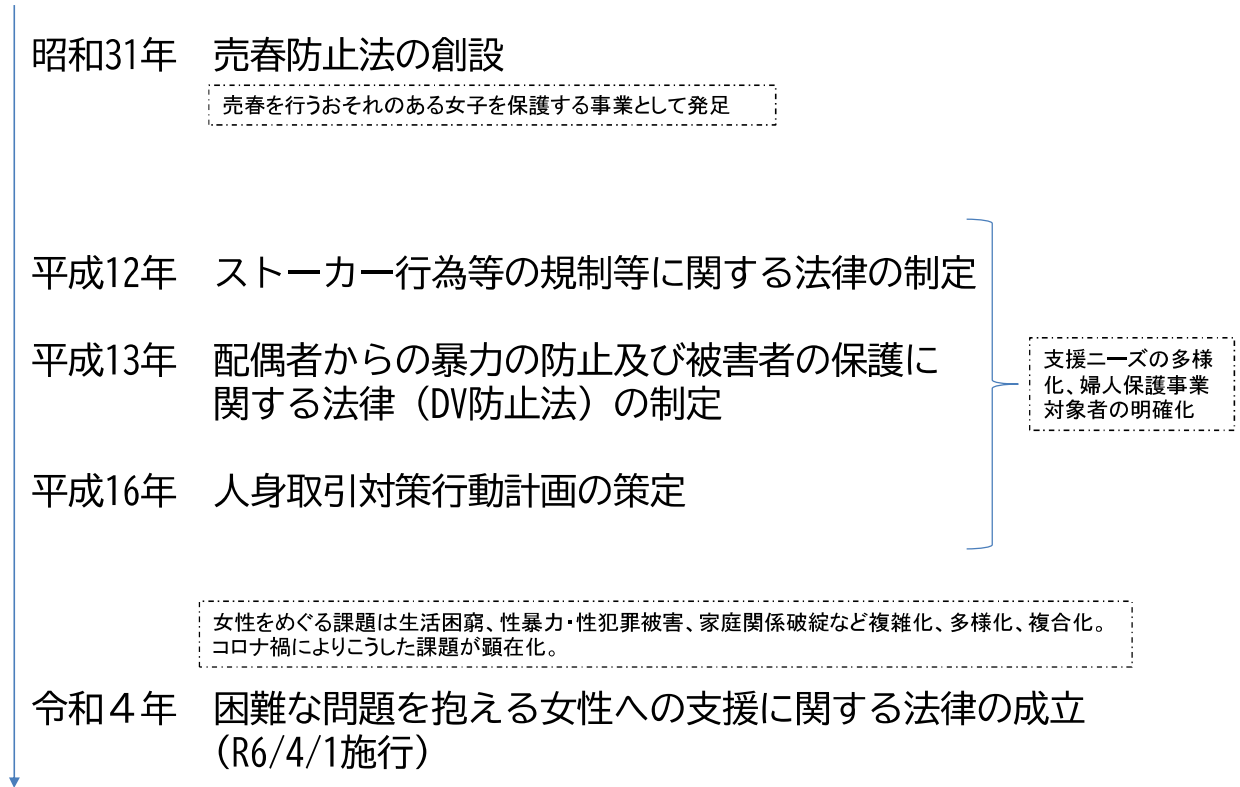
②令和4年中 ストーカー事案に関する当事者関係性（佐賀県）



資料：佐賀県警察本部 生活安全部人身安全・少年課

佐賀県困難な問題を抱える女性への支援 基本計画（仮称）策定について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定までの経緯



基本計画策定の根拠規定

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
(令和4年法律第52号)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

※基本方針とは・・・

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第7条第1項の規定に基づき、厚生労働省が規定。【令和5年3月29日告示】

主な内容

- ① 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的事項
- ② 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- ③ 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的事項

【参考】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要

【出典：厚生労働省】

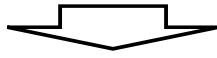
都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

■ 計画策定に向けた手続

基本計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則5年間だが、自治体における個別の事情や実態等を考慮した上で適切な期間を設定する
他の計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の法律の規定による計画との調和を保つよう努める。 ● 政策的に関連の深い他の計画（DV法に定める基本計画等）と一体のものとして策定できる
基本計画策定前の手続	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定するに当たり、以下事項の調査、データの評価・分析によって、当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題を把握する <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所への相談数、相談者の属性、相談内容 ・ 一時保護の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由 ・ 婦人相談員への相談数、相談者の属性、相談内容 ・ 婦人保護施設への入所者数、入所者の属性、入所理由、入所期間の分布 ・ 母子生活支援施設や女性を対象とした更生施設等、女性支援を行う他施策における支援状況 ・ 協働が可能な民間団体及びその活動状況 ・ 関係機関等からのヒアリング等により把握した実情 ・ DVに関する相談、保護等の状況 ・ その他 ● 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体との協働等について、定量的な基本目標を明確にする。 ● あらかじめ、支援者や関係者からの県を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用等により広く意見を聴取するよう努める。 ● 国は、都道府県及び市町村における基本計画の策定状況を調査、公表する
計画に関する評価と公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画満了前に、計画に定めた施策について評価を行う ● 評価については、結果を公表するとともに、結果を次の基本計画の策定に際して参考にする

施策の対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）



これまで明確に婦人保護事業対象者とされていた者以外も幅広く対象に

（参考）若年女性が直面する複合的困難

- ① 家族関係の悪化や家族の崩壊、きょうだい間の差別
- ② 親からの暴力、親やきょうだいからの性虐待、性暴力・性被害
- ③ 貧困・経済的困窮
- ④ 性搾取
- ⑤ 居場所の喪失、社会的孤立
- ⑥ 学校教育からのドロップアウト（いじめ、不登校、高校中退）
- ⑦ 就労機会・継続からの排除やドロップアウト、不安定な就労環境・低賃金
- ⑧ 予期せぬ妊娠（同意のない性行為）、中絶とそのトラウマ、孤立した環境での出産と子育て
- ⑨ 心身の健康の侵害や障害-うつ、精神疾患や精神障害、知的障害、発達障害
- ⑩ 自死念慮、自殺未遂、リストカット・オーバードーズ（自傷行為）など

【出典：困難な問題を抱える若年女性に対する支援 スタートアップマニュアル〔第1.0版〕】

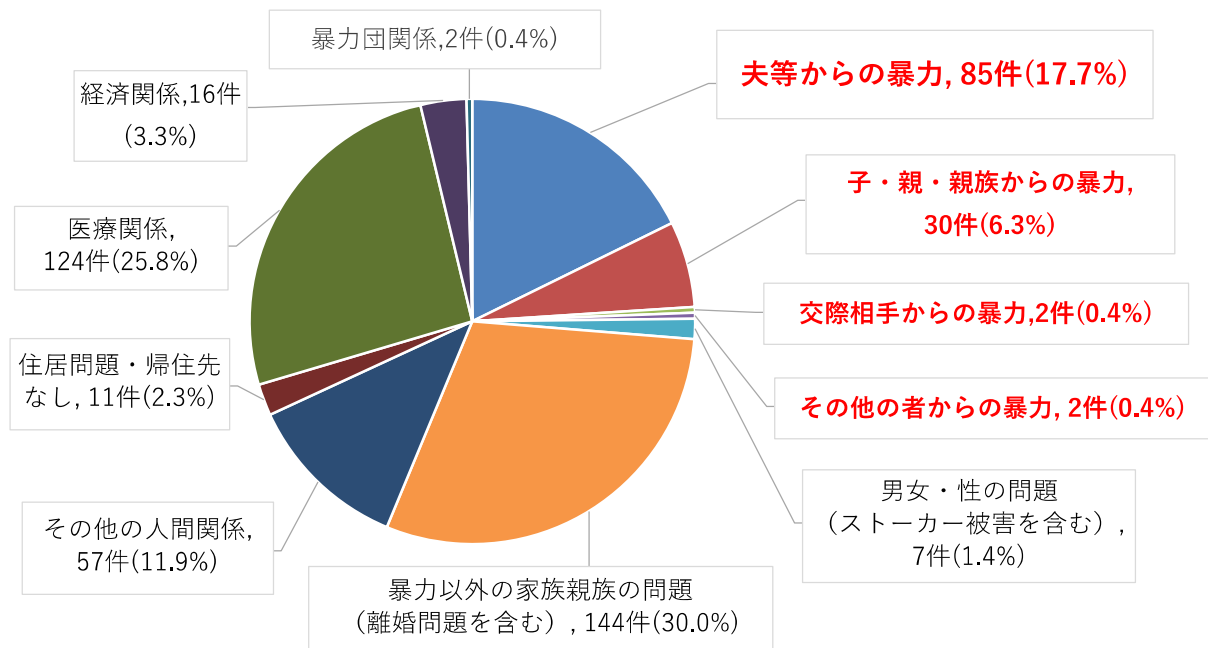
県内の困難な問題を抱える女性の現状（1）

- ✓ R4年度の県婦人相談所の相談のうち、DV被害は、117件（24.3%）と全体の4分の1を占め、DV総合対策センター（647件）や県警察本部のDV事案の取扱件数（377件うち検挙件数45件：過去最多）を合わせると事態はより深刻。
- ✓ R4年度の県婦人相談所の相談のうち、DV被害以外では、「暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む）」が144件（30.0%）、「医療関係」が124件（25.8%）となっており、DV被害以外の対応も必要な状況。

県内の困難な問題を抱える女性の現状（2）

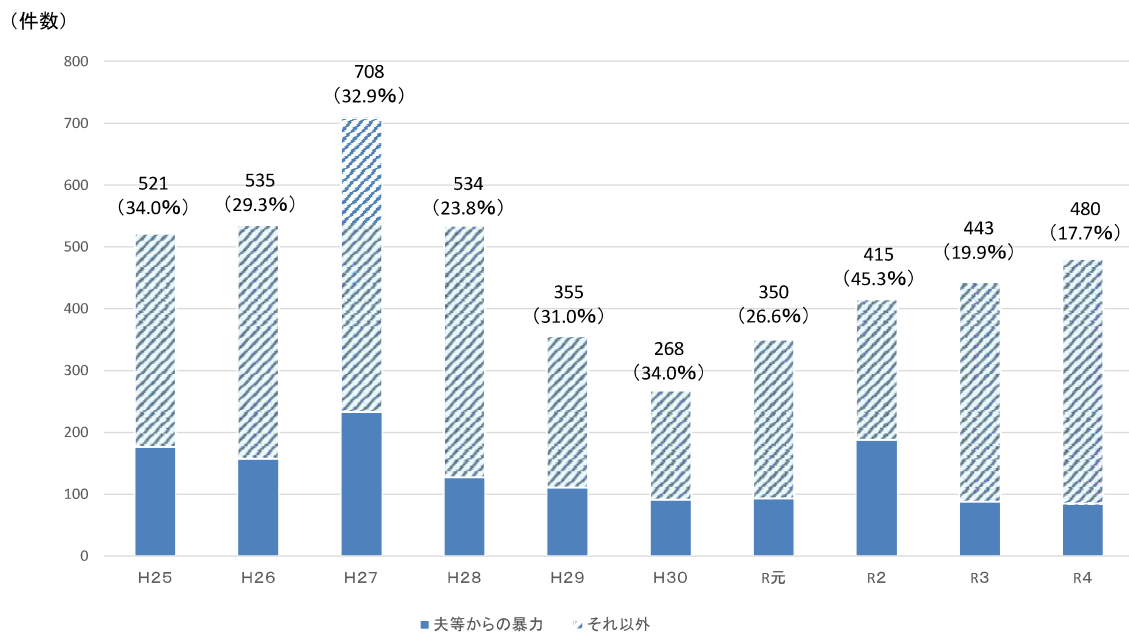
（佐賀県婦人相談所における相談の内容）

令和4年度 合計：480件（延人数）



（参考）佐賀県婦人相談所における相談件数の推移

※（ ）内は、相談全体に占める「夫等からの暴力」の割合。



「困難な問題を抱える女性への支援」の方向性（イメージ）

基本的考え方

安全・安心に暮らすことのできる社会づくり

- ・生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備

主な取組

- ✓ 民間団体との協働による支援の促進
- ✓ 関係機関との支援に関する協議の場の設置（支援調整会議）
- ✓ 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し、支援対象者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制づくり
- ✓ 相談支援を行う人材の育成

（参考）基本計画イメージ

※厚生労働省作成

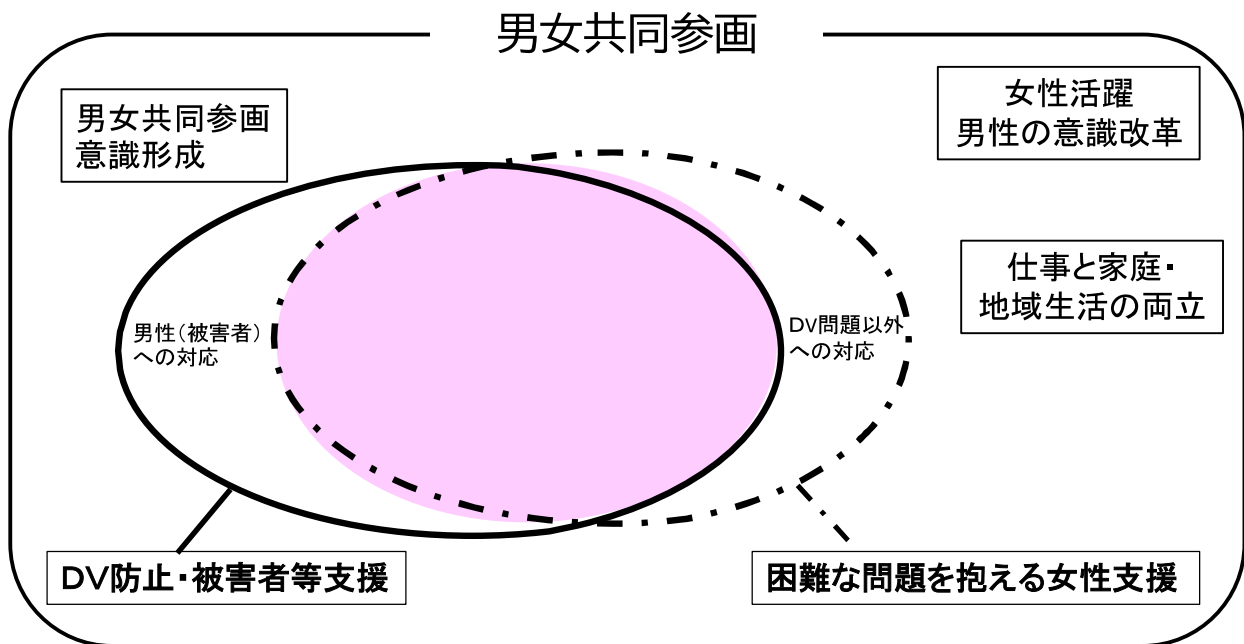
- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - ① 基本的な考え方 策定の趣旨・計画の位置づけ・計画の期間
 - ② 現状及び課題
 - ③ 基本目標
- 2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - ① 困難な問題を抱える女性への支援の内容
 - ② 支援の体制
- 3 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
 - ① その他の支援施策 上記2に記載していない施策で将来実施する予定のものがあれば記載
 - ② 基本計画の見直し

計画策定スケジュール（予定）

年月	R5				R6				
	9	10	11	12	1	2	3		
男女共同参画推進協議会		第一回開催				第二回開催			
困難な問題を抱える女性への支援計画（専門部会）			第一回開催	第二回開催			（第三回開催）		
県事務局（こども家庭課）	概要作成	概要提示	専門部会設置	素案作成・提示	案作成	パブリックコメント	最終案提示	策定に向けた整理	計画策定・公表

【参考資料】

男女共同参画・DV計画との関連



○佐賀県男女共同参画推進条例

平成13年10月9日

佐賀県条例第42号

改正 平成16年3月24日条例第2号

平成17年12月19日条例第74号

平成28年3月25日条例第9号

佐賀県男女共同参画推進条例をここに公布する。

佐賀県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第17条）

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会（第18条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。この理念に基づき、佐賀県では、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、さまざまな取組を行ってきた。

今日、少子高齢化など社会が急速に変化している中で、豊かで活力のある佐賀県を築いていくためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行など、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げる要因の解消を図り、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮できる社会を実現することが、重要かつ緊急な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ここに、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について

基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく制度又は慣行が、男女の主体的で自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校及び地域における活動その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画施策を推進するに当たっては、市町、県民及び事業者と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 県民は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により他人を不快にさせ、もってその者の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育において適切な措置を講ずるものとする。

(事業者の報告)

第9条 知事は、男女共同参画を推進するために必要があると認めるときは、事業者に

対しその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(表彰)

第10条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができる。

(市町及び県民に対する支援)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町が実施する施策及び県民が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平17条例74・一部改正)

(調査研究等)

第12条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めるものとする。

(相談の処理等)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による男女の人権の侵害に関し県民から相談の申出があった場合は、適切に処理するものとする。

- 2 知事は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から意見の申出があった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画推進員の設置)

第14条 知事は、前条に規定する相談の申出及び意見の申出の受付等並びに男女共同参画に関する啓発活動を行わせるため、男女共同参画推進員を置くことができる。

(推進体制の整備等)

第15条 県は、男女共同参画施策を推進するため、県の推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図るものとする。

- 2 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

ものとする。

(平17条例74・一部改正)

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関等の委員の任命等について、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(年次報告)

第17条 知事は、男女共同参画の状況、男女共同参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第3章 佐賀県男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 男女共同参画施策について調査審議するため、佐賀県男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が委嘱する委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係県職員又は学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第22条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係県職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

(平16条例2・平28条例9・一部改正)

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(佐賀県男女共同参画推進審議会条例の廃止)

2 佐賀県男女共同参画推進審議会条例（平成2年佐賀県条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成16年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第74号）

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

